

生食発 0727 第 1 号
5 輸国第 1725 号
令和 5 年 7 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から台湾向けに輸出する畜産加工品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 TW-A2「台湾向け乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱」、別紙 TW-A3「台湾向け輸出牛肉製品の取扱要綱」及び別紙 TW-A4「台湾向け輸出豚肉製品の取扱要綱」(以下「各要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、台湾衛生福利部食品薬物管理署から、台湾向けに輸出する缶詰家きん肉製品、缶詰牛肉製品及び缶詰豚肉製品について、台湾規則への適合性が記載された衛生証明書の添付が求められることとなったことを踏まえ、各要綱について、下記のとおり、衛生証明書様式を規定するほか所要の改正を行うとともに、手続規程の別表 2 及び別紙リストの改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について、特段の配慮をお願いします。

記

1 別表2及び別紙リストについて、以下のように改正。

変更箇所	変更内容
別表2 台湾 輸出証明書の発行(法第15条第2項)	・以下の修正 (旧) 乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品(別紙 TW-A2)(厚) (新) 乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び <u>缶詰家きん肉製品</u> (別紙 TW-A2)(厚)
別紙リスト	・以下の修正 (旧) 台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱 (新) 台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び <u>缶詰家きん肉製品</u> の取扱要綱

2 別紙 TW-A3 及び別紙 TW-A4 について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 各衛生証明書様式(別記様式8)に缶詰牛肉製品及び缶詰豚肉製品に係る事項の記載を追加
- (2) その他所要の改正

3 別紙 TW-A2 について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 缶詰家きん肉製品の衛生証明書発行申請書様式(別紙様式1-2)及び衛生証明書様式(別記様式4)を追加
- (2) その他所要の改正